



令和7年12月17日
近畿運輸局自動車監査指導部
(貨物担当)

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年12月17日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社（法人番号 1010001112577）

住 所：東京都千代田区大手町2-3-1

代表者：小池 信也

2. 処分内容

自動車の使用の停止処分（9営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
大阪	大阪港	5両×18日 1両×20日	奈良	高取	1両×93日
大阪	大阪北	3両×20日	奈良	下北山	1×84日
大阪	此花	2両×30日	奈良	重里	1両×20日
兵庫	五色	1両×60日	和歌山	江住	1両×96日
兵庫	富島	1両×93日			

3. 処分日

令和7年12月17日（水）

【問い合わせ先】

近畿運輸局自動車監査指導部自動車監査官 山下・竹内

TEL：06-6949-6448